平成２４年（フ）第９４２号
大阪府河内長野市大矢船西町２番５―613号、前住所大阪府河内長野市南花台７丁目10番２号
債務者　南　　義浩
1　決定年月日時　平成24年９月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月20日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第９５９号
大阪府藤井寺市沢田２丁目11番21号、前住所大阪府藤井寺市大井４丁目１番３号
債務者　山下　敦子
1　決定年月日時　平成24年９月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月20日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第９６２号
堺市南区晴美台３丁14番９―502号
債務者　谷川惠美子
1　決定年月日時　平成24年９月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月20日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第６９号
北海道夕張市清水沢清陵町51番地の１
債務者　伊藤　紀子
1　決定年月日時　平成24年９月26日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月21日まで　札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２４年（フ）第１３７号
北海道登別市幸町３丁目18番地３
債務者　坂口　浩三
1　決定年月日時　平成24年９月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月21日まで　札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２４年（フ）第１３８号
北海道登別市幸町３丁目18番地３
債務者　坂口　京子
1　決定年月日時　平成24年９月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月21日まで　札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２４年（フ）第３７６号
新潟県西蒲原郡弥彦村大字弥彦3012番地　村営住宅８号
債務者　飯田　清子
1　決定年月日時　平成24年９月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月21日まで　新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第３０４号
愛知県稲沢市中之庄町高上１番地101
債務者　末松　君子
1　決定年月日時　平成24年９月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月21日まで　名古屋地方裁判所一宮支部

平成２４年（フ）第２６９５号
大阪府枚方市香里園東之町15番57―102号
債務者　髙瀬　榮次
1　決定年月日時　平成24年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月21日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３９８０号
福井県敦賀市若葉町３丁目1105番地、前住所大阪市此花区北港白津２丁目１番56号
債務者　渡邉　和雄
1　決定年月日時　平成24年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月21日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４０３２号
大阪市城東区東中浜７丁目５番５号山本マンション401
債務者　濱本　耕平
1　決定年月日時　平成24年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月21日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４１７９号
大阪市西淀川区野里１丁目７番38号
債務者　田中　一樹
1　決定年月日時　平成24年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月21日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４３９２号
大阪府東大阪市日下町３丁目７番４―203号
債務者　小野　眞澄（旧姓田鍋）
1　決定年月日時　平成24年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月21日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４３９９号
大阪府東大阪市日下町３丁目７番４―203号
債務者　小野　善郎
1　決定年月日時　平成24年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月21日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４４５８号
大阪府寝屋川市太秦高塚町５番29号
債務者　靏﨑　研治
1　決定年月日時　平成24年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月21日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４９２９号
大阪府豊中市上津島２丁目17番15―205号、前住所大阪府豊中市上津島２丁目５番３号
債務者　長堀　　舞
1　決定年月日時　平成24年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月21日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４９３１号
大阪市西成区南津守７丁目５番７号　メゾン赤松３－Ｅ
債務者　森谷多美子
1　決定年月日時　平成24年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月21日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４９７６号
大阪府豊中市寺内２丁目13番37―206号
債務者　原田　成孝
1　決定年月日時　平成24年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月21日まで　大阪地方裁判所第６民事部